

財務会計システム再構築に係る設計・開発及び運用・保守業務 質問回答

項番	資料名	該当頁	章・項目	質問内容	回答
1	別紙1_要件定義書	8	1.(2).イ.OCR、RPA等の技術の活用 (イ)その他資料作成業務等の自動化 ③その他	機能要件対応表でRPAでの対応要件を確認したところ、下記の結果となりました。 <「別添1_機能要件対応表」RPA対象業務数の集計> ・RPAによる実現とする:11件 ・RPAもしくはシステム機能化による実現とする:43件 ・RPAの活用対象:1件 計:55件 上記のうち予算編成で指定されている”RPAの活用対象”の適用条件はどうなりますでしょうか？(必須、選択に対応する判断条件をご教示願います。)	予算編成で指定されている”RPAの活用対象”は、『予算編成』-『予算要求』No.11の「予算書、予算説明書、局別施策の概要」の記載のうち「予算説明書、局別施策の概要」が”RPAによる実現とする”に該当します。 なお、OCR、RPAに係る内容で以下、補足いたします。 ・別添7「OCR、RPA等の技術の活用に係る要件」の表1-2「RPA技術を適用する事務」のNo.17、18は、事務の概要に記載のとおり「仕分手法を、現行の期末一括方式から日々仕訳方式に変更した場合は、照会の手間を軽減できる可能性がある。」と考えており、今回日々仕訳方式を採用することで、No.17、18のRPAでの対応は不要になる想定で、機能要件一覧上には記載していませんが、事業者にて提供される日々仕訳に係る機能と業務運用を照らした上で、必要と判断される場合には、対応が必要になるため、別添7に記載をしています。 ・別添7「OCR、RPA等の技術の活用に係る要件」の表1-1、表1-2は、RPAの技術を活用することが有効ではないか？という観点から対象となる事務を洗い出し、そのうち表1-2は、RPAの特性も踏まえた上で、RPAよりもシステムでの実現の方がより効率的・効果的であれば、システムでの実現も可とするものを上げております。 なお、システムでの実現を想定しているもののうち、事業者様の提案に応じてRPAでの実現も可とするものは、別添7には掲載しておらず、別添1「機能要件対応表」のみにその旨を記載しております。こちらに該当する機能要件は、以下になります。 ⇒『中期計画策定、行政評価』-『行政評価』-No.41 ⇒『予算編成』-『帳票作成』-No.62 ⇒『予算編成』-『帳票作成』-No.63 ⇒『決算管理』-『決算説明書』-No.12 なお、機能要件対応表と別添7との具体的な紐づけを別添のとおり補足します。
2	別添4_次期システム機能要件一覧 04_機能要件一覧_予算編成	17,18	管理者用 No.48~51	事業取込について、事業一元化システムは次期システムには存在しないため、機能も不要と判断しております。 必須項目ですが、どのように回答すればよいでしょうか。	お見込みのとおり事業一元化システムとの連携機能は不要です。 一方で、「中期計画策定、行政評価」機能との機能間での情報連携は必要と想定しているため、記載の内容を訂正いたします。(閲覧資料にて提供いたしました資料について、当該内容が含まれる資料の訂正版を別途お渡しいたします。)